

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日が休日は、
翌日の翌日)

目 次

◇人委規則

最高号給等を受ける職員給料の切替え等に関する規則
 職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部
 を改正する規則
 職員の給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則
 初任給調整手当の支給に関する規則の一部を改正する規
 則
 通勤手当の支給に関する規則の一部を改正する規則
 へき地手当等に関する規則の一部を改正する規則
 期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則の一部を改正
 する規則
 教職調整額の支給方法等に関する規則の一部を改正する
 規則
 警察職員の退職手当の額から控除する額に関する規則の
 一部を改正する規則

人事委員会規則

最高号給等を受ける職員の給料の切替え等に関する規則をここに公布す
る。

平成元年十二月二十五日

鳥取県人事委員会委員長 牧 山 正 幸

鳥取県人事委員会規則第十五号

最高号給等を受ける職員の給料の切替え等に関する規則

(趣旨)

第一条 この規則は、職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(平成元年十二月鳥取県条例第二十四号)附則第三項の規定に基づき、同項に規定する職員(以下「最高号給等職員」という。)の給料の切替え等に関する必要な事項を定めるものとする。

(号給等の切替え)

第二条 最高号給等職員のうち、平成元年四月一日(以下「切替日」という。)の前日におけるその者の号給又は給料月額(以下「旧号給等」という。)が別表のイからチまでの表(以下「切替表」という。)の旧号給等欄に掲げられている職員の切替日における号給又は給料月額(以下「新号給等」という。)は、旧号給等に対応する切替表の新号給等欄に定める号給又は給料月額とする。

(期間の通算)

第三条 前条の規定により新号給等を決定される職員に対する切替日以後における最初の職員の給与に関する条例(昭和二十六年二月鳥取県条例第三号。以下「給与条例」という。)第四条第六項若しくは第八項ただ

し書又は職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（昭和五十一年十二月鳥取県条例第四十九号。以下「昭和五十一年改正条例」という。）附則第十四項の規定の適用については、旧号給等を受けていた期間（人事委員会の定める職員にあっては、人事委員会の定める期間。以下「経過期間」という。）を新号給等を受ける期間に通算する。ただし、その者の経過期間が新号給等からの昇給に係る経過期間（職員の昇給に必要とされる給与条例第四条第六項若しくは第八項ただし書又は昭和五十一年改正条例附則第十四項に規定する期間のそれぞれの最短の期間をいう。）に相当する期間を超える場合においては、その超える期間は、この限りでない。

（特定の職員の給料月額の切替え等）

第四条 最高号給等職員のうち、切替日の前日におけるその者の給料月額が切替表の旧号給等欄に掲げられていない職員の切替日における給料月額及びこれを受ける期間に通算されることとなる期間は、あらかじめ人事委員会の承認を得て定めるものとする。

（雑則）

第五条 この規則に定めるもののほか、最高号給等職員の給料の切替え等に関し必要な事項は、人事委員会が定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

別表 最高号給等職員の号給等の切替表 (第二条関係)

イ 行政職給料表の適用を受ける職員

1 級		2 級		3 級		4 級		5 級		6 級		7 級	
旧号給等	新号給等	旧号給等	新号給等	旧号給等	新号給等	旧号給等	新号給等	旧号給等	新号給等	旧号給等	新号給等	旧号給等	新号給等
16号給 円 148,500	16号給 円 154,100	19号給 円 208,400	19号給 円 209,900	29号給 円 271,900	29号給 円 30号給 円 282,100	28号給 円 322,300	28号給 円 331,500	26号給 円 338,500	26号給 円 348,100	24号給 円 371,100	24号給 円 381,600	22号給 円 380,300	22号給 円 391,100
150,100	155,700	205,400	211,900	274,100	282,100	324,700	333,900	341,300	350,900	374,700	385,200	384,000	394,800
151,700	157,300	207,400	213,900	276,300	284,300	327,100	336,300	344,100	353,700	378,300	388,800	387,700	398,500
153,300	158,900	209,400	215,900	278,500	286,500	329,500	338,700	346,900	356,500	381,900	392,400	391,400	402,200
154,900	160,500	211,400	217,900	280,700	288,700	331,900	341,100	349,700	359,300	385,500	396,000	395,100	405,900

8 級		9 級		10 級		11 級	
旧号給等	新号給等	旧号給等	新号給等	旧号給等	新号給等	旧号給等	新号給等
21号給 円 402,400	21号給 円 413,800	18号給 円 436,000	18号給 円 448,400	15号給 円 458,100	15号給 円 471,100	15号給 円 519,800	15号給 円 534,500
406,200	417,600	440,300	452,700	462,700	475,700	524,600	539,300
410,000	421,400	444,600	457,000	467,300	480,300	529,400	544,100
413,800	425,200	448,900	461,300	471,900	484,900	534,200	548,900
417,600	429,000	453,200	465,600	476,500	489,500	539,000	553,700

ロ 公安職給料表の適用を受ける職員

1	2	3	4	5	6	7							
旧号給等	新号給等	旧号給等	新号給等	旧号給等	新号給等	旧号給等	新号給等						
33号給 円 304,700	33号給 円 313,400	36号給 円 336,300	36号給 円 346,000	35号給 円 362,100	35号給 円 373,100	30号給 円 373,400	30号給 円 384,100	26号給 円 384,100	26号給 円 395,000	24号給 円 405,800	24号給 円 417,300	22号給 円 413,400	22号給 円 425,100
307,300	316,000	339,000	348,700	365,000	376,000	387,100	387,300	398,200	409,400	420,900	428,800	417,100	428,800
309,900	318,600	341,700	351,400	367,900	378,900	379,400	390,100	390,500	401,400	413,000	424,500	420,800	432,500
312,500	321,200	344,400	354,100	370,800	381,800	382,400	393,100	393,700	404,600	416,600	428,100	424,500	436,200
315,100	323,800	347,100	356,800	373,700	384,700	385,400	396,100	396,900	407,800	420,200	431,700	428,200	439,900

8 級		9 級	
旧号給等	新号給等	旧号給等	新号給等
21号給 円 432,600	21号給 円 444,900	18号給 円 446,200	18号給 円 458,800
436,400	448,700	450,300	462,900
440,200	452,500	454,400	467,000
444,000	456,300	458,500	471,100
447,800	460,100	462,600	475,200

ハ 教育職給料表(イ)の適用を受ける職員

1 級		2 級		3 級		4 級	
旧号給等	新号給等	旧号給等	新号給等	旧号給等	新号給等	旧号給等	新号給等
40号給 円 311,500	40号給 円 321,090	36号給 円 400,500	36号給 円 411,900	24号給 円 448,500	24号給 円 461,200	15号給 円 488,600	15号給 円 481,900
313,700	323,200	403,500	414,900	452,700	465,400	473,200	486,500
315,900	325,400	406,500	417,900	456,900	469,600	477,800	491,100
318,100	327,600	409,500	420,900	461,100	473,800	482,400	495,700
320,300	329,800	412,500	423,900	465,300	478,000	487,000	500,300

ニ 教育職給料表(ロ)の適用を受ける職員

1 級		2 級		3 級		4 級	
旧号給等	新号給等	旧号給等	新号給等	旧号給等	新号給等	旧号給等	新号給等
33号給 円 269,600	33号給 円 277,600	39号給 円 387,600	39号給 円 398,600	28号給 円 417,600	28号給 円 429,500	15号給 円 443,300	15号給 円 456,000
271,700	279,700	390,200	401,200	420,600	432,500	447,400	460,100
273,800	281,800	392,800	403,800	423,600	435,500	451,500	464,200
275,900	283,900	395,400	406,400	426,600	438,500	455,600	468,300
278,000	286,000	398,000	409,000	429,600	441,500	459,700	472,400

ホ 研究職給料表の適用を受ける職員

1 級		2 級		3 級		4 級		5 級	
旧号給等	新号給等	旧号給等	新号給等	旧号給等	新号給等	旧号給等	新号給等	旧号給等	新号給等
32号給 円 263,700	32号給 円 271,600	31号給 円 325,100	31号給 円 334,300	27号給 円 389,400	27号給 円 400,400	24号給 円 435,700	24号給 円 448,100	23号給 円 519,200	23号給 円 533,900
266,200	274,100	328,300	337,500	392,900	403,900	439,700	452,100	523,400	538,100
268,700	276,600	331,500	340,700	396,400	407,400	443,700	456,100	527,600	542,300
271,200	279,100	334,700	343,900	399,900	410,900	447,700	460,100	531,800	546,500
273,700	281,600	337,900	347,100	403,400	414,400	451,700	464,100	536,000	550,700

ハ 医療職給料表(イ)の適用を受ける職員

1 級		2 級		3 級		4 級	
旧号給等	新号給等	旧号給等	新号給等	旧号給等	新号給等	旧号給等	新号給等
21号給 円 354,400	21号給 円 364,500	26号給 円 457,700	26号給 円 470,700	26号給 円 510,500	26号給 円 525,000	20号給 円 541,500	20号給 円 556,800
357,500	367,600	461,400	474,400	514,800	529,300	546,300	561,600
360,600	370,700	465,100	478,100	519,100	533,600	551,100	566,400
363,700	373,800	468,800	481,800	523,400	537,900	555,900	571,200
366,800	376,900	472,500	485,500	527,700	542,200	560,700	576,000

ト 医療職給料表(白)の適用を受ける職員

1 級		2 級		3 級		4 級		5 級		6 級		7 級	
旧号給等	新号給等	旧号給等	新号給等	旧号給等	新号給等	旧号給等	新号給等	旧号給等	新号給等	旧号給等	新号給等	旧号給等	新号給等
23号給 円 200,000	23号給 円 206,500	26号給 円 257,100	26号給 円 264,900	28号給 円 318,800	28号給 円 327,900	25号給 円 334,900	25号給 円 344,500	22号給 円 375,000	23号給 円 385,600	20号給 円 402,400	20号給 円 413,800	17号給 円 438,000	17号給 円 450,400
202,000	208,500	259,300	267,100	321,200	330,300	337,700	347,300	378,600	389,200	406,200	417,600	442,300	454,700
204,000	210,500	261,500	269,300	323,600	332,700	340,500	350,100	382,200	392,800	410,000	421,400	446,600	459,000
206,000	212,500	263,700	271,500	326,000	335,100	343,300	352,900	385,800	396,400	413,800	425,200	450,900	463,300
208,000	214,500	265,900	273,700	328,400	337,500	346,100	355,700	389,400	400,000	417,600	429,000	455,200	467,600

チ 医療職給料表(白)の適用を受ける職員

1 級		2 級		3 級		4 級		5 級		6 級	
旧号給等	新号給等	旧号給等	新号給等	旧号給等	新号給等	旧号給等	新号給等	旧号給等	新号給等	旧号給等	新号給等
34号給 円 252,100	34号給 円 252,100	35号給 円 292,200	35号給 円 292,200	31号給 円 336,500	31号給 円 346,100	28号給 円 346,100	28号給 円 355,900	24号給 円 365,400	24号給 円 375,800	22号給 円 418,000	22号給 円 429,900
254,300	262,000	294,600	303,200	339,000	348,600	348,700	358,500	368,100	378,500	421,700	433,600
256,500	264,200	297,000	305,600	341,500	351,100	351,300	361,100	370,800	381,200	425,400	437,300
258,700	266,400	299,400	308,000	344,000	353,600	353,900	363,700	373,500	383,900	429,100	441,000
260,900	268,600	301,800	310,400	346,500	356,100	356,500	366,300	376,200	386,600	432,800	444,700

職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則
をここに公布する。

平成元年十二月二十五日

鳥取県人事委員会委員長 牧 山 正 幸

鳥取県人事委員会規則第十六号

職員初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する
規則

職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（昭和三十二年十月鳥
取県人事委員会規則第十号）の一部を次のように改正する。

別表第四中「一一一、一〇〇円」を「一二六、三〇〇円」に、「一〇八、
八〇〇円」を「一一三、五〇〇円」に、「一〇二、二〇〇円」を「一〇六、
六〇〇円」に改める。

別表第五中「一一四、六〇〇円」を「一一九、五〇〇円」に改める。

別表第六及び別表第七中「一八七、八〇〇円」を「一九四、二〇〇円」
に、「一五七、三〇〇円」を「一六三、三〇〇円」に、「一三四、六〇〇
円」を「一四〇、四〇〇円」に、「一一六、五〇〇円」を「一二一、五〇
〇円」に、「一三三、八〇〇円」を「一三八、五〇〇円」に、「一〇八、
一〇〇円」を「一一二、七〇〇円」に改める。

別表第八中「一八七、八〇〇円」を「一九四、二〇〇円」に、「一七三、
〇〇〇円」を「一七九、二〇〇円」に、「一四二、九〇〇円」を「一四八、
八〇〇円」に、「一二三、四〇〇円」を「一二八、七〇〇円」に、「一〇

九、〇〇〇円」を「一一三、七〇〇円」に改める。

別表第九中「二七一、三〇〇円」を「二七九、六〇〇円」に、「二一五、
七〇〇円」を「二二二、九〇〇円」に、「一八二、九〇〇円」を「一八九、
八〇〇円」に、「一七三、二〇〇円」を「一七九、九〇〇円」に改める。

別表第十中「二二五、二〇〇円」を「一三〇、六〇〇円」に、「一一八、
六〇〇円」を「一二三、七〇〇円」に、「一〇九、四〇〇円」を「一一四、
一〇〇円」に、「一〇五、七〇〇円」を「一一〇、二〇〇円」に、「一〇
二、三〇〇円」を「一〇六、七〇〇円」に改める。

別表第十一中「一三四、六〇〇円」を「一四〇、四〇〇円」に、「一一
九、〇〇〇円」を「一二四、五〇〇円」に、「一二三、二〇〇円」を「一
二八、五〇〇円」に、「一〇七、二〇〇円」を「一一一、八〇〇円」に改
める。

別表第十三研究職給料表の項一級の欄中「一三号給」を「一二号給」に
改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の職員の初任
給、昇格、昇給等の基準に関する規則の規定は、平成元年四月一日から適
用する。

職員の給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則をここに公布す
る。

平成元年十二月二十五日

鳥取県人事委員会委員長 牧 山 正 幸

鳥取県人事委員会規則第十七号

職員の給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則

職員の給料の調整額に関する規則（昭和三十一年十一月鳥取県人事委員会規則第十八号）の一部を次のように改正する。

別表第二の教育職給料表(一)の表中

1,644円
2,104円。ただし、1号給 1,621円
2,104円。ただし、1号給 2,019円

を

1,644円
2,104円

に改める。

別表第二の教育職給料表(二)の表中

2,034円。ただし、1号給 1,747円
2号給 1,834円
3号給 1,924円
4号給 2,019円

を

2,034円。ただし、1号給 1,822円
2号給 1,912円
3号給 2,007円

に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の職員の給料の調整額に関する規則の規定は、平成元年四月一日から適用する。

初任給調整手当の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成元年十二月二十五日

鳥取県人事委員会委員長 牧 山 正 幸

鳥取県人事委員会規則第十八号

初任給調整手当の支給に関する規則の一部を改正する規則

初任給調整手当の支給に関する規則（昭和三十七年三月鳥取県人事委員会規則第十号）の一部を次のように改正する。

別表の表を次のように改める。

職員の区分 期間の区分	1 項 職 員					2 項職員
	1 種	2 種	3 種	4 種	5 種	
1 年 未 満	255,000 ^円	228,000 ^円	189,000 ^円	143,000 ^円	91,000 ^円	45,500 ^円
1 年 以 上 2 年 未 満	255,000	228,000	189,000	143,000	91,000	45,500
2 年 以 上 3 年 未 満	255,000	228,000	189,000	143,000	91,000	45,500
3 年 以 上 4 年 未 満	255,000	228,000	189,000	143,000	91,000	45,500
4 年 以 上 5 年 未 満	255,000	228,000	189,000	143,000	91,000	45,500
5 年 以 上 6 年 未 満	255,000	228,000	189,000	143,000	91,000	45,500
6 年 以 上 7 年 未 満	255,000	228,000	189,000	143,000	91,000	43,700
7 年 以 上 8 年 未 満	255,000	228,000	189,000	143,000	91,000	41,900
8 年 以 上 9 年 未 満	255,000	228,000	189,000	143,000	91,000	40,100
9 年 以 上 10 年 未 満	255,000	228,000	189,000	143,000	91,000	38,300
10 年 以 上 11 年 未 満	255,000	228,000	189,000	143,000	91,000	36,500
11 年 以 上 12 年 未 満	255,000	228,000	189,000	143,000	91,000	34,700
12 年 以 上 13 年 未 満	255,000	228,000	189,000	143,000	91,000	32,900
13 年 以 上 14 年 未 満	255,000	228,000	189,000	143,000	91,000	31,100
14 年 以 上 15 年 未 満	255,000	228,000	189,000	143,000	91,000	29,700
15 年 以 上 16 年 未 満	255,000	228,000	189,000	143,000	91,000	28,300
16 年 以 上 17 年 未 満	250,600	224,000	185,700	140,400	89,400	26,900
17 年 以 上 18 年 未 満	246,200	220,000	182,400	137,800	87,800	25,500
18 年 以 上 19 年 未 満	241,800	216,000	179,100	135,200	86,200	24,100
19 年 以 上 20 年 未 満	237,400	212,000	175,800	132,600	84,600	22,700
20 年 以 上 21 年 未 満	233,000	208,000	172,500	130,000	83,000	21,300
21 年 以 上 22 年 未 満	224,000	200,200	166,500	125,300	80,000	20,600
22 年 以 上 23 年 未 満	215,000	192,400	160,500	120,600	77,000	19,900
23 年 以 上 24 年 未 満	206,000	184,600	154,500	115,900	74,000	19,200
24 年 以 上 25 年 未 満	197,000	176,800	148,500	111,200	71,000	18,500
25 年 以 上 26 年 未 満	188,000	169,000	142,500	106,500	68,000	17,800
26 年 以 上 27 年 未 満	175,600	157,700	133,200	99,600	63,800	17,100
27 年 以 上 28 年 未 満	163,200	146,400	123,900	92,700	59,600	16,400
28 年 以 上 29 年 未 満	150,800	135,100	114,600	85,800	55,400	15,900
29 年 以 上 30 年 未 満	138,400	123,800	105,300	78,900	51,200	15,400
30 年 以 上 31 年 未 満	124,200	111,200	95,100	71,200	46,800	14,900
31 年 以 上 32 年 未 満	110,000	98,600	84,900	63,500	42,400	14,400
32 年 以 上 33 年 未 満	95,800	86,000	74,700	55,800	38,000	13,900
33 年 以 上 34 年 未 満	74,600	68,600	60,600	46,300	32,000	13,400
34 年 以 上 35 年 未 満	55,000	52,500	47,500	37,500	26,500	12,900

附 則

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の初任給調整手当の支給に関する規則の規定は、平成元年四月一日から適用する。

通勤手当の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成元年十二月二十五日

鳥取県人事委員会委員長 牧 山 正 幸

鳥取県人事委員会規則第十九号

通勤手当の支給に関する規則の一部を改正する規則

通勤手当の支給に関する規則（昭和三十三年十月鳥取県人事委員会規則第二十一号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項中「自転車等」を「自動車等」に改める。

第三条第二項を削る。

第五条中「自転車等」を「自動車等」に改める。

第五条の二中「次の各号」を「次」に改め、同条第一号及び第二号を次のように改める。

一 自動車、原動機付自転車その他の原動機付の交通用具

二 自転車、そり、スキー及び舟艇。ただし、原動機付のものを除く。

第九条を削る。

第九条の二第一号中「自転車等」を「自動車等」に、「二万円」を「三万円」に改め、同条を第九条とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の通勤手当の支給に関する規則の規定は、平成元年四月一日から適用する。

へき地手当等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成元年十二月二十五日

鳥取県人事委員会委員長 牧 山 正 幸

鳥取県人事委員会規則第二十号

へき地手当等に関する規則の一部を改正する規則

へき地手当等に関する規則（昭和四十六年三月鳥取県人事委員会規則第四号）の一部を次のように改正する。

別表第一から別表第三までを次のように改める。

別表第一（第二条関係）

へき地学校

所 在 地	学 校 名	級 別
東伯郡三朝町大字中津六四一番地	東小学校中津分校	三級
東伯郡三朝町大字福山二七九番地二	南小学校福山分校	三級
東伯郡三朝町大字大谷一〇四八番地	南小学校大谷分校	三級

倉吉市河来見二六三番地	高城小学校河来見分校	二級
倉吉市河来見二六三番地	高城小学校河来見二子季節間分校	二級
東伯郡三朝町大字柿谷一〇七〇番地	西小学校柿谷分校	二級
東伯郡三朝町大字田代五四一番地	南小学校田代季節間分校	二級
東伯郡三朝町大字下畑五七二番地	南小学校下畑季節間分校	二級
西伯郡西伯町大字大木屋一〇三番地	西伯小学校大木屋分校	二級
西伯郡西伯町大字大木屋一〇三番地	西伯小学校大木屋季節間分校	二級
日野郡日南町印賀一五一六番地	大宮小学校	二級
日野郡日南町菅沢八四三番地	大宮小学校菅沢分校	二級
日野郡日南町菅沢八四三番地	大宮小学校菅沢季節間分校	二級
日野郡日南町阿毘縁一二四八番地	阿毘縁小学校	二級
日野郡日南町佐木谷六二七番地四	山上小学校佐木谷分校	二級
日野郡日南町花口一二六〇番地二	石見東小学校花口分校	二級
日野郡日南町花口一二六〇番地二	石見東小学校花口季節間分校	二級
日野郡溝口町大滝一四五番地	日光小学校	二級
日野郡溝口町添谷三八一番地	日光小学校添谷分校	二級

岩美郡国府町大字上地三四六番地	成器小学校上地分校	一級
岩美郡岩美町大字鳥越二五九番地	蒲生小学校鳥越季節間分校	一級
八頭郡若桜町大字吉川一〇一番地	若桜小学校吉川分校	一級
八頭郡若桜町大字春米一二〇番地	若桜小学校春米分校	一級
八頭郡若桜町大字春米一二〇番地	若桜小学校春米季節間分校	一級
八頭郡智頭町大字市瀬一九四一番地	智頭小学校板井原分校	一級
西伯郡大山町豊房二〇四六番地七九	大山小学校香取分校	一級
西伯郡名和町大字門前九五七番地	名和小学校大山農場分校	一級
日野郡日南町笠木三〇四番地	山上小学校	一級
日野郡日南町多里八二六番地	多里小学校	一級
日野郡日南町福塚九七四番地	福栄小学校	一級
日野郡日南町神戸上二四七三番地	石見東小学校	一級
日野郡日野町久住五七六番地	黒坂小学校久住分校	一級
日野郡日野町久住五七六番地	黒坂小学校久住季節間分校	一級
日野郡江府町大字御机四七〇番地	米沢小学校御机分校	一級
日野郡江府町大字下蚊屋一三四番地	米沢小学校下蚊屋分校	一級

別表第二(第二条関係)
準へき地学校

日野郡江府町大字大河原五一〇番地	江尾小学校米原分校	一級
日野郡江府町大字柿原八一四番地	江尾小学校柿原季節間分校	一級
日野郡溝口町福岡二〇八六番地	二部小学校福岡分校	一級

別表第三(第二条関係)
特別地域学校

倉吉市広瀬五六七番地二	上小鴨小学校広瀬分校	
東伯郡三朝町大字穴鴨一六六番地二	南小学校	
東伯郡東伯町大字古長二一七番地	古布庄小学校	
西伯郡会見町池野四五一番地一	会見第二小学校	
西伯郡大山町赤松九二八番地二	大山小学校赤松分校	
日野郡江府町大字貝田五二二番地	江尾小学校貝田分校	
日野郡江府町大字美用五三〇番地	米沢小学校	
日野郡溝口町大倉九八七番地	溝口小学校大倉分校	

附 則

この規則は、平成二年一月一日から施行する。

日野郡日南町中石見七九五番地	石見西小学校
八頭郡智頭町大字福原一九番地	山郷小学校
岩美郡国府町大字栃本四六三番地四	大孝小学校

期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成元年十二月二十五日

鳥取県人事委員会委員長 牧 山 正 幸

鳥取県人事委員会規則第二十一号

期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則の一部を改正する規則
期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則(昭和四十一年二月鳥取県人事委員会規則第四号)の一部を次のように改正する。

第七条を次のように改める。

(勤勉手当の成績率)

第七条 成績率は、百分の四十以上百分の九十以下の範囲内で、任命権者

が定めるものとする。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則の規定は、平成元年四月一日から適用する。

教職調整額の支給方法等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成元年十二月二十五日

鳥取県人事委員会委員長 牧 山 正 幸

鳥取県人事委員会規則第二十二号

教職調整額の支給方法等に関する規則の一部を改正する規則

教職調整額の支給方法等に関する規則（昭和四十七年一月鳥取県人事委員会規則第一号）の一部を次のように改正する。

第三条中「五千九百円」を「六千円」に改め、同条第一号中「九百円」を「八百円」に改め、同条第二号中「千八百円」を「千九百円」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の教職調整額の支給方法等に関する規則の規定は、平成元年四月一日から適用する。

警察職員の退職手当の額から控除する額に関する規則の一部を改正する

規則をここに公布する。

平成元年十二月二十五日

鳥取県人事委員会委員長 牧 山 正 幸

鳥取県人事委員会規則第二十三号

警察職員の退職手当の額から控除する額に関する規則の一部を改正する規則

警察職員の退職手当の額から控除する額に関する規則（昭和四十年三月鳥取県人事委員会規則第十号）の一部を次のように改正する。

別表中

38.1
29.4
19.3
14.0
11.7
8.9
8.5

を

39.1
30.2
19.8
14.4
12.0
9.1
8.7

に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の警察職員の退職手当の額から控除する額に関する規則の規定は、平成元年四月一日から適用する。